

あなたの年金記録は 大丈夫ですか？

社会保険庁の年金記録と加入者の記録が一致せず、そのままでは年金支給に結びつかない年金記録が約5000万件あると言われています。国及び社会保険庁では、この年金記録を確認する作業を進めており、役場福祉課でも年金記録確認のための相談を受け付けています。納付した保険料に見合った年金の給付を受けるためにも、まずは自分の年金記録を確認することから始めましょう。

電話で確認する場合

◎ねんきんあんしんダイヤル
0120-657830

年金記録照会専用のフリーダイヤル
(24時間、土日も対応。携帯・PHSも可)

◎鷹巣社会保険事務所

国民年金
0186-62-1497
厚生年金
0186-62-1491

◆ 電話の際には、基礎年金番号(年金手帳に記載)をご用意下さい。
◆ 回答は後日、郵送で送られます。

窓口で確認する場合

◎鷹巣社会保険事務所

(用意するもの)
・基礎年金番号(年金手帳に記載)
・本人確認できるもの(自動車運転免許証、健康保険証等)
※本人以外が確認する場合は委任状が必要になります。

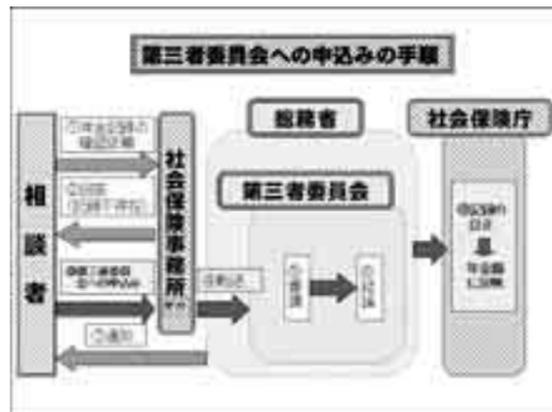
◎役場福祉課

福祉課(八森庁舎)では年金記録を直接確認することは出来ませんが、「照会申出書」を提出してもらい、後日郵送で社会保険事務所から回答が送られます。照会申出書は福祉課にあります。
(用意するもの)
・基礎年金番号(年金手帳に記載)

年金記録が無かったら

「第三者委員会」へ

上記手続きをし、送られてきた回答に、納付していたはずの年金記録が無く、領収書などの証拠書類も無い場合は、年金記録確認第三者委員会に申し込みます。
第三者委員会では、年金記録の確認について、ご本人の立場に立つて、申立てを十分に汲み取り、様々な関連資料を集取・検討し、記録訂正に関し公正な判断を示すことを任務としています。
申込用紙は社会保険事務所及び役場福祉課にあります。



鷹巣社会保険事務所

〒018-3370

北秋田市花園町18-1

国民年金…0186-62-1497

厚生年金…0186-62-1491

八峰町役場 福祉課

(八森庁舎) 77-2111

年金時効特例法について

年金記録の訂正による年金の増額分は、時効により消滅した分を含めて、ご本人または、遺族の方へ全額をお支払いします。

今までは・・・

年金記録が訂正された結果、年金が増額した場合でも、時効消滅により直近の5年間の年金に限ってお支払いしていました。

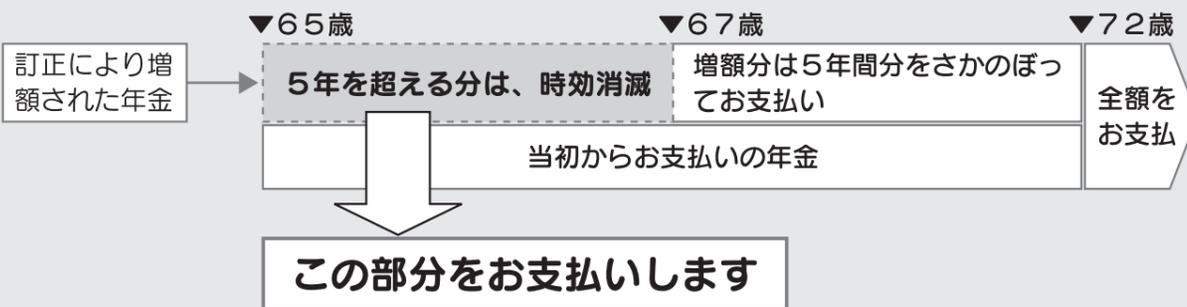
これからは

年金時効特例法の成立により・・・

過去に時効消滅した分も含めて全期間さかのぼってお支払いします。

【具体例】

65歳から年金を受給していた方で、72歳で追加すべき年金記録が見つかった場合



手続きなど、詳しくは

◎鷹巣社会保険事務所

☎0186-62-1308

◎「ねんきんダイヤル」

☎0570-05-1165

八峰町障害福祉法指定店 各眼科処方箋取扱店
補聴器・メガネ・時計・宝石・はんこ・ゴム印

吉田時計メガネ店

医療機器販売管理者 吉田 泰

八峰町八森字中浜15-2 電話:77-2034

ご自宅まで伺います。お気軽にどうぞ

皆川薬局



どちらの処方せんでもお受けします。

薬剤師 皆川鉄治・皆川真実

八峰町峰浜沢目駅前 TEL.76-2052・FAX.76-2199

営業時間 7:00~20:00/休業日 日曜日・祝祭日